

(様式2)

「第3期京丹後市障害福祉計画」の概要

1 趣旨

障害者自立支援法第88条第1項の規定により策定するものです。障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう、数値目標やサービス見込量を定め、障害福祉サービス提供基盤の整備・充実をめざすものです。

2 計画の性格

国が示した基本指針に沿って、第2期計画の数値目標及びサービス見込量の見直しを行うものです。

定める（見直す）こととされている事項は次のとおりです。

- ・平成26年度の入所施設の入所者の地域生活への移行人数
- ・平成26年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- ・平成26年度までの各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・障害福祉サービス見込量確保のための方策
- ・地域生活支援事業の実施に関する事項

3 計画の期間

第3期障害福祉計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

4 施行予定期日

平成24年4月1日